

～兵庫県内の町にお住まいのひとり親家庭のみなさまへ～



養育費の債務名義化の作成にかかる

費用を補助します

養育費は子どもの健やかな成長のため、生活を支える大切なものです。ひとり親家庭の方が、養育費を確実に受け取れるよう補助します。

○公正証書作成費等補助金

上限
3万円

対象となる方

- 申請日において兵庫県内の町にお住まいのひとり親世帯等の方
- 養育費の取り決めにかかる債務名義を有している方
- 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- 養育費の取り決めにかかる経費を負担した方
- 過去に同一の児童を対象として、同様の補助金の支給を受けていない方

補助対象経費

養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用および連絡用の郵便切手代

※領収書の写しの提出がない場合は補助対象経費とは認められませんのでご注意ください

交付申請

公正証書等を作成した日以降（作成日の属する年度中）に申請書と必要な書類を添えて、お申し込みください

必要書類

- 本人および対象児童の戸籍謄本と世帯全員の住民票の写し
- 補助対象経費の領収書の写し
- 養育費の取り決めを交わした文書の写し

※公正証書（強制執行認諾条項付き）、調停証書または確定判決等



○養育費保証契約補助金

上 限
5万円

対象となる方

- 申請日において兵庫県内の町にお住まいのひとり親世帯等の方
- 養育費の取り決めにかかる債務名義を有している方
- 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- 過去に同一の児童を対象として、同様の補助金を交付されていない方

補助対象経費

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、初回保証料として申請者が負担した費用

※領収書の写しの提出がない場合は補助対象経費とは認められませんのでご注意ください

交付申請

養育費の保証契約を締結した日以降（保証契約締結日の属する年度中）に申請書と必要な書類を添えて、お申し込みください

必要書類

- 本人および対象児童の戸籍謄本と世帯全員の住民票の写し
- 補助対象経費の領収書の写し
- 養育費の取り決めに交わした文書の写し
※公正証書（強制執行認諾条項付き）、調停証書または確定判決
- 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
（保証期間は1年以上のものに限る）



お申し込み お問い合わせ窓口

<input type="checkbox"/> 阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所	TEL 0797-61-5176	川辺郡(猪名川町)
<input type="checkbox"/> 東播磨県民局 加古川健康福祉事務所	TEL 079-421-9118	加古郡(稲美町、播磨町)
<input type="checkbox"/> 北播磨県民局 加東健康福祉事務所	TEL 0795-42-9360	多可郡(多可町)
<input type="checkbox"/> 中播磨県民センター 中播磨健康福祉事務所	TEL 079-281-9768	神崎郡(市川町、福崎町、神河町)
<input type="checkbox"/> 西播磨県民局 龍野健康福祉事務所	TEL 0791-63-5136	揖保郡(太子町) 赤穂郡(上郡町) 佐用郡(佐用町)
<input type="checkbox"/> 但馬県民局 新温泉健康福祉事務所	TEL 0796-82-3161	美方郡(香美町、新温泉町)

兵 庫 県

